都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会 常任理事 今 村 英 仁 (公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について (病床数百以上の病院の員数にて「栄養士又は管理栄養士」と改める件)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等に対し、事務連絡「医療 法施行規則の一部を改正する省令の公布について」が発出されるとともに、同局 総務課より本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、100以上の病床数を持つ病院は栄養士を1名配置することとされていることについて、「栄養士」を新たに「栄養士又は管理栄養士」と改正することについて周知を依頼するものです。また、その施行期日は令和6年4月1日とのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよ ろしくお願い申し上げます。

追って、管理栄養士の資格取得には栄養士資格の所持が前提となっております ことを申し添えます。 公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)あてに通知を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

医政発 0619 第 1 号 令和 5 年 6 月 19 日

各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

厚生労働省医政局長 (公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平素より、医療行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 医療法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第85号。以下「改正省令」という。)が、本日公布されたところです。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれましては、 十分御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいた します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 改正省令の趣旨

- 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第1号において、病院は、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならないとされており、同条第3項において、都道府県が条例を定めるに当たっては厚生労働省令で定める基準に従って定めることとされている。
- 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第19条第2項において、病院の従業者及びその員数について、厚生労働省令で定める基準であって、都道府県が条例を定めるに当たって従うべきものを

定めており、栄養士については、同項第4号において、病床数百以上の病院 にあっては、1名配置することとされている。

- 〇 今般、規則第19条第2項第4号を改正し、「栄養士病床数百以上の病院にあつては、一」とあるのを、「栄養士又は管理栄養士病床数百以上の病院にあつては、一」に改める。
- 2 施行期日令和6年4月1日

以上